

■ 論文

日本商業教育史からみた連続性・非連続性の考察 —徳性の涵養を中心に—

小見山 隆行

目次

- I はじめに
- II 江戸時代の商人教育にみる徳性の涵養
- III 明治時代の商業学校制度
- IV 近代教育にみる徳性の涵養
 - 1 「学制」制定後の修身論議
 - 2 『教育勅語』の発布
 - 3 渋沢栄一の「商業立国論」に貫流する基本理念
- V 商業教育が継承する教材・科目の検証
 - 1 「商売往来」
 - 2 「商業道徳教科書」
 - 3 「商業実践」・「商事慣習」
 - 4 「記簿法」
- VI 戦後教育にみる徳性の涵養
- VII むすび

▶ 要旨

江戸時代の商人精神の商業道徳面に視点を置いて、寺子屋教育、丁稚奉公制度、商家の家憲・家訓、石門心学が果たした教育機能について考察した。また、江戸時代の教育とは一大転換であった明治時代の商業教育（知識・技能・訓育）において何が変わらず継承されていったか。さらに、日本教育史上、明治維新と並ぶ最大の転機である戦後から現在に至るまでを含めて、主として徳性の涵養（道徳教育）のあり方等に視点をあて、商業教育の継承している（連続）面と断絶している（非連続）面について考察した。これからの日本の商業教育においては、江戸時代以来の人倫道徳を念願とした商人教育の遺産を回顧し、新たに構築、推進を目指すことが焦眉の課題といえる。

▶ キーワード

寺子屋教育、丁稚奉公制度、商家の家憲・家訓、石門心学、学制、商法講習所、商業学校通則、実業学校令、商業学校規程、修身科、教育勅語、徳育論争、五倫五常、商売往来、商業道徳教科書、商業実践、記簿法、道徳の時間

I はじめに

日本の商業教育がスタートするのは、商業が職業化する中世以後のことである。古代は、大部分の人々は農業に従事し、商業は「産物の必要品と余剰品の交換」が中心で、いわゆる「商人のない商業」であった。交換の場所として市も現れたが、未だ商業を職業とする商人は発生してはなかった。中世から農業のほかに工業、商業も一つの職業として存在するようになって、商業の社会的な地歩を固めていった。即ち「座」の制度が現われ、これが手工業者から分離して、特許商人の団結された「座商」となり、一定の店舗を構えて営業する「店舗商業」となっていった。この特許商人の子弟に行われた教育は、職業伝承として両親・先輩の模範に倣い、全く経験的伝習を中心とする模倣と習熟によって、商業に必要な知識・技能を修得していった¹⁾。

徳川幕府による中央集権的封建社会が生れて、「米穀経済」から江戸時代の「貨幣経済」への推移によって、いちじるしい商人の勃興となった。それに伴い取引量が増大し、市場も拡大され、商人は一層職能化して、問屋、仲買、小売商等の別を生じた。特に、寛文から元禄期にかけ、新興商人が台頭し、主家と使用人とは、主従関係によって結ばれた身分階級の起源となった²⁾。

明治時代に入り、日本は、欧米先進国と対等の地位を得るためには、先進国である欧米文化を輸入し、近代的な政治組織を整備し、殖産興業政策のもとに、商業資本を産業資本に転化させ、産業を発達させる必要に迫られていた³⁾。新たに貿易業、製糸業、鉱山業、汽船・鉄道等の交通業、銀行業等の産業を興し、多額の資本を必要とし、株式会社組織が取り入れられるに至った。当時の日本の商人は、外国語、海外事情に暗く、貿易上の利益はまったく外商の独占するところとなっていた。日本の貿易商人たちは、取引慣習に通じ、商権を奪回する必要性を痛感していた⁴⁾。

日本の商業教育の開始時期については、商人の誕生する近世の江戸時代に遡るか、近代の学校教育制度がスタートする明治時代に入ってからとするか見解の分かれるところである。加藤正雄教授は、「学校教育としての商業教育として見れば、維新前には商業教育は全くない事になるし、広義に解して、一般商人の養成として見れば、その萌芽を徳川時代の初期に認められる⁵⁾。」と述べている。筆者も同感である。更に、商業教育の使命として、「商業教育として最も心すべきは、徳性の問題である。商人として如何なる天職を有するやを徹底的に子弟に自覚せしむる所に、商業教育の使命がある。要は商業に従事せんとする子弟を、先ず以て人たらしめ同時に自己の業務を眞に自覚せる商人たらしむる事、是即ち商業教育の訓育の生命でなければならぬ⁶⁾。」と述べている。商業教育の使命として徳性の涵養を重視している。

筆者は、商業教育の目的を、「ビジネス活動に従事する者に対して必要な知識・技能・徳性を授ける教育」と定義づけて、以下、論を進める。

商業教育の目的に掲げる知識・技能の教育と徳性の涵養についての教育は、両者を職業教育という同レベルで論じることができないほど、後者のテーマは国民的教育課題である。道徳教育は、学校教育においては商業教育のみでその使命、役割を果たしえないことはいうまでもない。平塚益徳は、「人間はすべて道徳的無律の状態から、自然的、社会的、文化的環境との相互関係を通じて他律を経て自律の段階へと育成されるべきものであり、かつ日常生活においてたえず現実と道徳的理想との相克の内におかれているものである以上、道徳教育は教育中のいわば中核である。したがってそれはただ単に学校教育のみで果たすべき課題ではなく、家庭ならびに社会の担うべき役割がきわめて大なのである⁷⁾。」と述べている。筆者は、道徳教育については、特に、家庭、社会教育の担うべき役割は極めて大きいと認識している。近世商人の訓育への影響度からみると、社会教育の果たした役割は極めて大きいものがあった。具体的には、基礎教育を授ける寺子屋、私塾、商人道を学ばせる石門心学の心学講舎、仲間の構成員相互の教化作用（株仲間）、現場教育を授ける商業徒弟制度（以下、丁稚奉公制度）等が挙げられる⁸⁾。

江戸時代における商家の子弟の学習機関は寺子屋であり庶民教育の王座を占めた。一般に、江戸時代における商人教育は武士の教育より劣ってはいたが、農工民の教育にくらべると遙かに進歩していたといわれている⁹⁾。

明治維新によって、江戸時代の封建的政治組織は廃止され、近代的な国家形態がとられた。先進国である欧米の文化を輸入して、近代的な政治組織を整備した。日本は、弱体な封建体制を解体し、かわって近代的統一国家を形成し、殖産興業・富国強兵政策をとっていくことが迫られていた。殖産興業政策のもとに、商業資本を産業資本に転化させ、資本主義経済のもとに日本の産業を発足させていった¹⁰⁾。

近代的企業は、江戸期商人以来の家業遵守、現状維持とは相容れないものであった¹¹⁾。渋沢栄一（1840～1931、以下、渋沢）は、明治維新を一大変革とみなし、江戸時代と明治時代の前後を非連続の関係として解釈するも、商業道徳となると「論語」を持ち出した。商業道徳を近代化するということが自体が難しい課題といえる。

本稿は、江戸時代から明治時代に時代が移り変わり、商業教育において何が変わらず継承されていったか、また、明治初期から昭和20年までの「修身」を中心とした道徳教育が、戦後、どのように変貌し、現在に至っているのかについて若干の考察を試みるものである。

日本の商業教育のスタートを近世の江戸時代にまで遡り、近代、戦後まで連続と継承している（連続）面と断絶している（非連続）面について、主に徳性の涵養のあり方等に視点をあてて考察していきたい。

II 江戸時代の商人教育にみる徳性の涵養

江戸時代の商人教育の特徴は、商人精神を中心とする内容と商業技術論の2系統から構成されているところにある。

商人教育の場は、基礎教育を授ける寺子屋、商業の現場教育を授ける丁稚奉公制度、それに商人道を学ばせた心学舎、教諭所等であり、いずれを見ても、それぞれ立派な学識、技量、人格を備えた人を頼んでやってもらう教育であって、いわば家の外に出て教育の場所を求めた。これらは明治の学制頒布に至るまで隆盛を極めた¹²⁾。

以下、商人の徳性の涵養に視点をあて、寺子屋教育、丁稚奉公制度、商家の家憲・家訓、石門心学について考察してみたい。

はじめに「寺子屋」教育にみられる徳性涵養の側面を考察してみたい。

江戸時代における商家の子弟の最初の学習機関は「寺子屋」¹³⁾であった。「寺子屋」は、実際には、儒学伝習所、幼童訓練所、訓蒙所、手習所などの看板を掲げて行われていた。商人の都大坂では、珠算のみを教えるそろばん屋と称するものもみられた¹⁴⁾。

商家の子弟は、6～7歳から12～13歳に至る間に、師匠から、読み、書き、算術の基礎を学んだ。西洋では、三つのR(reading, writing, arithmetic)の意味で、スリー・アールズという言葉が使われた。洋の東西を問わず、諸外国においては、一般大衆に、スリー・アールズが必要かどうかという議論から始まり、どこで、どのようにして学ばせ、誰が金を出し誰が管理するかというようなことが、公教育論争から始まった。日本では、議論より実践が先行し、庶民の算筆学習へのニーズに支えられて自然発生的に生み出されたというのが通説である¹⁵⁾。教科書として使用した「商売往来」は、往来する手紙の模範文例集を意味しているが、内容的には、規制の厳しい封建社会で庶民が生きていく上に必要な知識や生活の知恵といえる商業道徳が多く盛り込まれていた¹⁶⁾。「寺子屋」教育では、手習いをとおして、礼儀作法の躰にいたるまで、主として訓育に留意して行われていた¹⁷⁾。掟書に反する児童に対して、師匠は厳格な態度で臨むのを常とした。最も軽いのは「叱責」・「節論」、つづいて「留置」(居残り)、「謹慎」(師匠のそばで正座)、「食止」(昼食抜き)、「線香」(水と線香を持って立つ)、「鞭撻」(竹箒で手足を打つ)、「掃除」などに分かれていた。最悪は「破門」である。江戸の「寺子屋」では、雷師匠と呼ばれる師匠の存在に期待がもたれた。雷師匠とは、きびしく、怖いという意味である。子どもたちにとって怖い師匠は、総じて親から評判がよかった。論語に「教えて厳ならざるは師の怠なり」とあるが、厳しく教えないのは師匠の怠惰と考えられていた。寺子屋で異色なのは「あやまり役」の存在である。その子に代わって「あやまり役」が師匠にあやまった。地域によっては「止役(とめやく)」と称したし、地域の老人や師匠の妻がその役を担う場合が多かった。親が詫びにきたとき、「まことにありがとうございます。よく叱ってくださいました」と謝礼を述べ、子どもを連れ帰ることが普通だったといわれる¹⁸⁾。現代とは隔世の感がする教育風景である。当時は、教育という営みを「聖業」とみなしていた。師匠の尊厳を絶対のものとして見ていた。寺子屋の師匠は、高潔な人が多かったといわれ¹⁹⁾、ひとりの師匠から文字どおり手を取り、足をとって教えられるのであるから、師匠から受ける感化は計り知れないほど大きかった。師弟間の情宜はきわめて厚かった²⁰⁾。師弟関係は、在学中ばかりでなく、一生つづくものと考え

られ、師匠が没すると、師の遺徳を称えるため石碑を建立した。記念碑（筆子塚）をたてて感恩の気持ち著し、後世に伝えようとする営みがしばしば見られた²¹⁾。現在も、碑の跡が、全国の各地に残っている。

「寺子屋」は、反幕教育をしない限り自由であった。運営など、すべて「寺子屋」にまかせて、幕府が直接的に干渉することはなかった。しかし、享保6（1721）年、8代将軍吉宗の時代になると、教化政策上、「寺子屋」に対し、徹底的な後援と干渉を始めた。吉宗は、儒者の室鳩巢に命じて、「寺子屋」で用いる初等教科書、中国の道德書『六論衍義』の翻訳『六論衍義大意』を、享保7（1722）年に編纂させた。書道の手習いの手本と、倫理の教本を兼ねていたが、世界でもっとも古い国定教科書といえる。六論とは、「孝顺父母（父母を敬う）」「尊敬長上（年長者を尊敬する）」「和睦郷里（郷里を大事にする）」「教訓子孫（子どもを正しく導け）」「各安生理（人の生理—生きる道を示す）」「母作非為（ぶさくひい；悪事を働いてはならない）」の六か条で、どれも普遍的道德、常識的なことばかりだった²²⁾。天保7（1837）年には、各藩でも保護奨励を加えて「寺子屋」を開設させるなど、次第に私学的な施設から公的市民教育の性格をもつようになり、やがて近代学校教育の発達の有力な地盤になっていった。

つぎに「丁稚奉公制度」における人間教育の側面を考察してみたい。

「丁稚奉公制度」は、中世の座、近世の株仲間の中において起こり、江戸時代に入って、飛躍的な発展を遂げ、商業者の間に広く行われた使用人制度であり、同時に商人養成の機構でもあった。親から離れて、子ども自らの努力と苦勞によって卑賤の中から起き上がらせるために、自己否定の契機を与え、苦勞させるものとして外へ出した²³⁾。一人前の商人になるために苦勞を課すのは人間修練であるというのが世間一般の考えであった。

恐らく3、4年の「寺子屋」の教育を受けた後、丁稚奉公は、数え年10歳乃至は11歳から始まる。最初の数年間は、徒弟（商人や職人の家では丁稚と呼ばれていた）は主として勤勉と従順を学んだ²⁴⁾。

丁稚奉公は、大抵10カ年位の住み込み年制が多かった。一般商家の奉公期間は、丁稚10年、手代10年の合わせて20年といわれ、この間に「業務の一般、販売・接待・仕入の方法を学び、金銀の鑑定・符牒を教わり、かたわら人間としての修練をつんだ」のである²⁵⁾。

丁稚は、日常業務の中で、口の利き方、頭の下げ方、店員としての生活態度、包装の要領や目方の計り方、貨幣の良し悪し、記帳、仕入れ、安心できる顧客と当てにならない掛売り相手の判断、量目不足や同業者の申合わせ違反に対する制裁などにいたるまで仕込まれていった²⁶⁾。丁稚には、賃金は一切支払われず、着物や小遣いは親から仕送りして貰うのが普通だった。掃除や使い走りに明け暮れ、その辛さが教育的効用であるとされた。丁稚奉公生活をとおして人間としての修練をつんでいった。奉公の年季が終わって最低5年位は、自分の受けた訓練に対する感謝のしるしとして「お礼奉公」をするのが普通であった²⁷⁾。

手代になると、家主や支配人の指図を受け、より責任ある業務を担当させられ、専門的な能

力形成がはかられた。時には自己の判断で商取引をするという最高度の商業実習の機会まで与えられた。手代の時代にも、人間的な生活態度の修養が必要とされ、とくに成人として来る時代であり、身持ちを堅く持つことが肝要とされていた。丁稚から手代に至る奉公人の見習い期間は、日本独自の商人教育の期間といえる²⁸⁾。

特に有望なら最高の地位である番頭—支配人—に取り立てられ、主人の事業の采配を何年間振った後には、報償として主家の「のれん分け」をして貰って独立することもある²⁹⁾。別家・親類並は、子孫まで永く主家の客分と同じで、始終主家と存亡を一にするこの段階になると、主人に相応した生活様式を見習い、人間としての身嗜みをも修養することになる。

丁稚奉公人を教育することは、商家の主人の責任事項であることを明記した「家訓」は多い³⁰⁾。商人の生活態度の形成には、家風とか「家憲・家訓」の果たす役割は極めて大きいものがあった。

つぎに商家の「家憲・家訓」と商人の徳性涵養との関わりを考察してみたい。

商人の行動基準や商人気質は、商家の「家憲・家訓」の中で具体的に読み取ることができる。商家の「家憲・家訓」そのものが教育的性格をもっていた。商業道徳に重点を置きながら、商人としての心得を網羅的に規定していたため、年少者にとっては生活や修業の教科書、年長者にとっては年少者を導くための指導書でもあった。

「家憲・家訓」の多くは「石門心学」的思想をバックボーンとして制定された。「石門心学」は、金銭第一に走りがちな商人に働きかけ、人間としての義理・人情を自覚させ、本来の人間的な面を自覚させ、商人の生活態度に深い哲学的根拠を与えた。商家の「家憲・家訓」として共通に説かれている主な条目に、奉公・体面、分限、始末・算用・才覚である。

奉公は、御公儀、お屋敷様、株仲間などのお蔭で生活させてもらっているという奉恩感謝の精神である。奉恩感謝は、奉公人が主家に、主家は祖先に奉公すると考えた。体面は、商人としての信用を維持するには、家名・暖簾・看板を重んじ、正直・誠実・礼儀・作法を守らなければならないと面子を失うと考えた。分限は、分相応な生活態度をとる。始末は、節儉に務めることを心掛ける。算用は、帳合の正確を期している。才覚は、堅実な営業を主義とし、勝負事、博打を戒めている³¹⁾。名古屋商人伊藤次郎左衛門家の第13代祐良が、安政2（1855）年に店員に示した訓諭書の中で、年長者が丁稚奉公の年少者を導く基本的な考え方を記している。「上たる者下を教導する事勿論なり、若輩下輩へも慈悲をかけ、小児を父母の撫育する心持なり、父親の小児をしかる、これ親の威勢をみするためならず、小児を思う慈悲のあまりなり、下輩の者の教導も、この心得なり」と、親子の情愛に置き換えた訓となっている³²⁾。

各商家の「家憲・家訓」には、ただ商人としてあるべき姿よりも、さらに踏み行うべき道である人倫・道徳の規定をより多く定めて、人としてあるべきことを念慮としていたといえる。ゆえに、江戸時代の商業は道徳をもって規定せられ、倫理と経済の統合が行われていたといえる³³⁾。

「家憲・家訓」の規定は、今日ならびに今日以後の商業教育における商業道德の形成上、他山の石として参考になる。

さいごに「石門心学」における商人道について考察してみたい。

石田梅岩（1685～1744、以下、梅岩）は、商人の徳性（商人道）について深い思慮をした思想家である。彼は、11歳の時、京都の商家へ丁稚奉公し、一時帰省して農業に就くが、23歳の時、再び京都の黒柳家へ奉公人として働きつつ、独学で「人の人たる道」を究めた。彼の思想は、神・儒・仏三教一致説といわれ、神道、儒教、仏教の教育を摂取し、平易な実践道德を教えた庶民の教化運動であった。梅岩の著書や遺稿はすべて問答形式で展開している。主著「都鄙問答」（1739年刊）は、「石門心学」の經典ともされるもので、4巻から成り、士・農・工・商・儒・医などにそれぞれの道があることを説いている。梅岩没後、その教学を継承した手島堵庵（1718～1786）らが登場し、全国15カ国、22の心学講舎が設立され、月例会が開かれ、講釈の実践が行われた。

梅岩は、四民は皆それぞれの職分をもって、君が天下を治めることを助けるという意味において、職分の平等を説き、商人の売利は武士の家禄と対等の性格をもつことを主張した。天下の産業を支える職業自体には貴賤の差はないというのが梅岩の主張である³⁴⁾。

福沢諭吉（1834～1901、以下、福沢）は、明治6年「帳合之法」の凡例で、梅岩の符節を合わせる見解を述べている。「物を賣買製造するも商賣なり、武家奉公も商賣なり」「天の定則に従ひ、心身を勞して其報を得るものは商賣なるゆへ、役人の政を為して月給を得るも商賣なり。古の武士が軍役を勤めて禄を得るも亦商賣なり。然るに世の人皆武士、役人の商賣を貴く思ひ、物を商賣し、物を制作する商賣を賤しく思ふは何故ぞ」と主張している。梅岩の思想にはこの点においても近代的思想の萌芽と見ることができる³⁵⁾。

「石門心学」の商人道として重視したものは、①儉約、正直、家業精励の経済倫理、②知足安分の職分観、③売利天命の商人観、④顧客の自由と共心一同の商人倫理、⑤自他共に立つ経済倫理の5項目である³⁶⁾。とりわけ梅岩が重視した徳目は儉約と正直である。儉約は二つの側面をもっていた。一つは蓄財のための儉約、いわば「致富の手段としての儉約」、その二は、封建の身分社会の中に生きる「消費者としての儉約」である。前者は商人心であり、後者は町人心である。とくに後者は幕府の禁令もあり、衣服など町人の分を越えた生活に対しては財産没収などの制裁が加えられたため、儉約を守ることは、町人の自衛の手段でもあった。商人としての生き方と町人としての生き方を一体化した町人哲学を作り出したのは、梅岩の儉約論であった。正直は正路の商いをいう。正路とは神道で使われる言葉であって、正直と同義とみてよい。私欲を慎み、正直に徹して、「先モ立チ、我モ立ツ」商売をせよと説いている³⁷⁾。

商人の身分に応じた儉約があり、それが商人の正直となってあらわれるべきで、それが商売の実践の中に生かされるとき、儉約と正直は職業の倫理となるのである³⁸⁾。儉約が正直と結び合うところに、梅岩の商人道の極意がみられる。

梅岩は「不義の金儲け」の現実を痛烈に批判し、悪徳商人を非難し、商業道德の確立を説いた。商業も正道すなわち誠実・親切な心を以て買主の心を尊重し、売物に念を入れ、万事に粗相にせず売渡すことを方針として経営するのは是認されるべきであり、富も蓄積することも、そのような正道によるならば是認されるべきものだとする。不正の利潤追求、不正の資本蓄積は否定されるべきと論じた³⁹⁾。

梅岩が「石門心学」を説いてから270年程経過しているが、日本の商家に根づいたかにみえた商人としての道德観、倫理観は、今、どこにいつてしまったのだろうか。どこで途絶えてしまったのだろうか。今度のバブル最盛期、企業家や経営者の一部はそれらの肝心なことを忘れ、自由奔放に振る舞って、社会正義を守ることに無神経になっていた⁴⁰⁾。物質や金銭に価値をおき、心や人としての優しさに価値をおかない人々を育ててしまったという反省が必要ではなかろうか。資本主義は厳しいモラルがあってこそ、正常に機能するといえる。事実、企業規模が巨大化し、市場経済のグローバル化に伴い、企業の社会的責任を明らかにしようとする声は、国連やOECD（経済開発協力機構）からも強くなっている⁴¹⁾。

世界の心ある人々は、物質中心、利己本位、人間の心の大切さや道德感覚、社会的責任を失った人々の集まりでは、人類の将来に希望がないことに気づきはじめた。それがCSR（Corporate Social Responsibility = 企業の社会的責任）の動きではないか。江戸時代に確立した「石門心学」にこそCSRの原型がある⁴²⁾といえるのではないか。

今日、「石門心学」を人間尊重の思想の萌芽として再認識する必要がある。「石門心学」は、商人生活と密接に結びついて、金銭第一主義に走りがちな商人に働きかけ、人間として義理・人情をはっきり自覚させ、本心によみがえった本来の人間的な面を意識させ、商人の生活態度に深い哲学的な根拠を与えたといえる⁴³⁾。

元禄、延享時代を転機として、爾後200年の間、彼の思想は、門弟により祖述され、その間、彼の根本理念が修正されたことはない。「石門心学」は、江戸中期・後期を代表する商人啓蒙思想といつてよい⁴⁴⁾。

「石門心学」が、商人に及ぼした影響ならびに効果は実に大なるものがあつたといえる。商人の内面において商人道を深く植えつけ、処世上の高い方針を授けたという意味で、商業教育史上、没しがたい功績を讀えなければならない。

Ⅲ 明治時代の商業学校制度

明治政府は、日本資本主義の後進性を国家権力による殖産興業政策としての「上から」の近代産業の導入によってとりもどそうとした。それ自体のためにも、その政策を支える輸出促進のためにも、当然、洋式商業教育が重視されねばならなかつた。まず「上から」の「学制」が布かれた。しかし、制度に基づく商業学校を設立する機運に至らず1校も設立されることはなかつた。その理由は、第1に、江戸時代の重農主義から維新後の重商主義へと政策転換は変わつ

たけれども、士農工商として商をいやしめる気風は、すぐには変わらず、連綿と引き継がれていった。第2に、この気風は、官吏や旧士族に強かったこと、また、中等教育については、商人、手代が自ら学ぶとか、実業家が事務員を個人的に養成すれば足りるほど日本資本主義は成長していなかったことなどが考えられる⁴⁵⁾。

明治5年公布の「学制」の「商業学校ハ商用ニ係ルコトヲ教フ海内繁盛ノ地ニ就テ数所ヲ設ク」の規定(第36章)は、商業教育を近代的な学校制度として、法令上、初めて位置づけたものである。「商業学校」という言葉が使われたのもこの「学制」公布の時が初めてである。商業教育は、江戸時代からの伝統を受け継ぎ、商人・事務員養成のための教育を中心として、民間において「下から」成長し、「上から」再編成されていったといえる。

「学制」発布と同年の明治5年に国立銀行条例が制定され、翌6年に第一国立銀行(現在のみずほ銀行)が創設された。明治7年、大蔵省銀行学局に国立銀行の事務員養成のために銀行員養成機関が設立され、アレキサンダー・アラン・シャンド(Alexander Alan Shand)を雇い入れ、10名の官費生に簿記・経済学・銀行論等を教授させた。明治26年に廃止に至るまでおよそ600人の生徒を養成し、簿記会計制度の普及に大きな貢献をした⁴⁶⁾。

文部省は、「学制」頒布後、実業教育の必要を認めながらも、顧みる余裕がなかった。森有礼(1847~1889、初代文部大臣)は、駐米公使として米国に在りその富強を目のあたりにみて、日本の教育の実情はあまりにも、政治・法律・軍事・文学を偏重し、農工商の教育を軽んじ、とくに商業教育を教育の範囲外におくようなことは、時代の要求に応ずるものではないとの見地から、建白書を出して、商業学校創立を企てた⁴⁷⁾。米国から帰国後、明治8年、日本で初めて西洋方式の商業教育を行う「商法講習所」(現在の一橋大学)を東京銀座尾張町に「小松塾」の名で開いた。米国の商法学士ウイリアム・ホイットニー(William Cogswell Whitney)を招聘し、初代所長には矢野二郎(以下、矢野)が就任した。その後、明治11年に、兵庫県が神戸商業講習所(現在の兵庫県立神戸商業高等学校)、同年に、岩崎弥太郎が三菱商業講習所、明治13年に五代友厚らが大阪商業講習所(現在の大阪市立大学経済学部)、小松英太郎、甲斐織衛が「岡山商法講習所」、明治15年に小野金六らが「横浜商法学校」、明治16年に鈴木長蔵が「新潟商業学校」、明治17年に伊藤房次郎が「赤間関商法講習所」をそれぞれ個人学校的色彩をもって設立している⁴⁸⁾。

日本最初の商業学校「商法講習所」の校長に就任した矢野は、その教育方針として、1に人物、2に技倆と説いた。これは、1に人物、2に能力の二つに要約することができる。能力は知的能力、技術能力の一切を包括するが、とりわけ、商業に従事する企業人として、まず第1に人物優位を重んじた教育方針を打ち立てたことは注目しなければならない。渋沢も、大正元(1912)年、全国商業学校長協議会における講話で「学校を卒業して直ぐ世に立つ人であれば、是非其の人に相当なる智恵と共に心を維持する教えが必要である」と述べている。また、大正3年、長崎高等商業学校における講話で、「道徳は人道也、誰人も之を為さざるべからず。特に

商業に在りては最も罪惡に傾き易きが故に其必要や重大なり」,「実業に従事する者にありては商業道德の最も重要なを見る」と述べ、道德教育の重要性を訴えている。商業教育の目的として、この理念は、現代にもしっかり引き継がれるべき重要な命題である。

文部省は、明治17年、「商業学校通則」(文部省達第1号)を發布した⁴⁹⁾。第1条には「商業学校ハ此通則ニ遵ヒ商ノ学業ヲ教授スル所トス」とある。この通則の發布をもって、法制上も実際上も、日本の中等教育段階における近代的な商業教育が発足したといえる。近代的な商業教育を発足させる背景には、日本の産業革命の基礎的確立と近代的信用制度の完成の時期に、「上から」制度的に再編成していく時代の要請があったからといえよう。

「商業学校通則」は、商業学校の種類を第1種と第2種に分けた。第1種商業学校は、「主トシテ躬ヲ善ク商業ヲ営ムヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とし、「入学スル生徒ハ品行善良体質強健ニシテ年齢13年以上トス、小学中等科卒業ノ学力ヲ有スル者」(同通則第8・9条)で、修業年限は2年とした。学科目は、修身、読書、習字、算術、商業通信、商業地理、商品、商業経済、商業実習、その他斟酌科目が設けられた。上級学校としての第2種商業学校は、「主トシテ善ク商業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とするものであった。「入学スル生徒ハ品行善良体質強健ニシテ年齢16年以上トス、初等中学科卒業ノ学力ヲ有スル者」(同通則第14・15条)で、修業年限は3年とした。学科目は、修身、和漢文、習字、算術、代数、簿記、商業通信、商業地理、図画、商品、商業経済、商業法規、実習、英語、その他斟酌科目が設けられた。第1種商業学校は、中等教育機関であって商業自営者の養成、第2種商業学校は、のちの実業学校に該当するもので、商業管理者を養成することを目的としていた。「商業学校通則」に基づいて、名古屋商業学校(明治17年)・赤間関商業学校(明治19年)・長崎商業学校(明治19年)・京都(第一)商業学校(明治19年)・八幡商業学校(明治19年)・函館商業学校(明治19年)の各校が第1種商業学校として創立され⁵⁰⁾、現在の商業高等学校として連綿と継承している。

明治17年の「商業学校通則」發布の年、「商法講習所」(明治8年創立)は、農商務省の直轄となり、文部省が東京外国語学校の付属として高等商業学校を設立した。両校は、翌18年に合併され、東京商業学校に改称され、日本最初の商業学校が誕生した。明治20(1887)年には、東京商業学校は、現在の一橋大学の前身にあたる高等商業学校に改称・改組されていった。

つぎに近代職業教育の形成に寄与した実業学校をみてみよう。明治26年11月に公布された「実業補習学校規程」(文部省令第16号)第1条「実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス⁵¹⁾」にもとづく初等商業教育機関は、一方で小学校教育の補完と、他方では実業教育の一環を受け持つという二重の性格をもつことを意味した。

明治32年、「実業学校令」の發布による制度の整備によって、補習は実業学校の種類として位置づけられていく⁵²⁾。「実業学校令」(勅令第29号)第1条では、「実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須用ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス⁵³⁾」と商業学校を位置づけ、既設の商

業学校の設備と内容は飛躍的に発展し、ここから商人教育から商業教育の始まりともいわれている。この「実業学校令」は、大正9年12月に改正され、「実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス」（同令中改正第1条）と改められた。実業（商業）教育が、知識及び技能と兼ねて徳性の涵養を図ることを新たな目的に掲げられている。徳性の涵養を設けた改正の趣旨について、品性を陶冶し、常識を養成し、国家有用の人物を育成するを旨とすべきことは言を俟たないが、普通学の素養に付いても遺憾のないようにする旨の説明がなされている。実業（商業）界にあっては、不正、悪徳の誘惑が少なくないことから、こうした徳育項目を新たに設けたのではないかと理解している。

明治32年4月の「商業学校規程」の発布により「商業学校通則」は廃止された。第1種・第2種の商業学校制度は、甲種・乙種に改められた。甲種商業学校は、14歳以上、修業年限4年の高等小学校卒業又は之と同等以上、3カ年の教育であり、乙種商業学校は、10歳以上、修業年限4年の尋常小学校卒業以上、3カ年以内の教育であった。

この制度は、大正10年まで続いた。日本の近代商業教育は、まず英国や米国の商業教育を模倣することから始まり、明治30年代より大正期にわたり、新興国ドイツ帝国をモデルとするようになった。

昭和の初期から昭和20年にいたる第二次世界大戦時代の日本の行動は軍部に引き回され、商業教育は転換や廃校が続き、破壊破滅の惨状に陥っていった。

IV 近代教育にみる徳性の涵養

1 「学制」制定後の修身論議

明治維新によって、江戸時代の封建的政治組織を廃止して、先進国である欧米の文化を輸入して、新政府の綱領を明らかにし、版籍奉還、廃藩置県を断行し、郡区町村制、帝国憲法の発布、帝国議会の開会など、近代的な政治組織を整備した⁵⁴⁾。欧米先進国と対等の地位を得るためには、弱体な封建体制を解体し、かわって近代的統一国家を形成し、殖産興業・富国強兵の政策をとっていくことが迫られていた。殖産興業政策のもとに、商業資本を産業資本に転化させ、資本主義経済のもとに日本の産業を発足させた⁵⁵⁾。

慶応4（明治元、1868）年3月14日、天皇による『五箇条の御誓文』が発布され、次の基本方針が示された。第一条「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」、第二条「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経倫ヲ行フヘシ」、第三条「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」、第四条「旧来ノ弊習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」、第五条「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」から成っている。

教育に関係する点で重要なのは、「旧来ノ弊習ヲ破リ」、「智識ヲ世界ニ求メ」ようとする方針である。これは、開明派が富国強兵のため、江戸時代の倫理を否定し、欧米先進国の資本主義の倫理を導入することによって日本の教育の改革を意図したといえる⁵⁶⁾。

明治5年8月3日、全国規模の統一的な国民教育制度を持つフランスに範をとった「学制」が成立する。文部省は「学制」を制定するに当たり、先進欧米諸国の教育や行政に詳しい人々を起草委員に充てた。「学制」の教育理念は西欧思想の影響が強いものであった。

「学制」の中では、道德教育は「修身科」が担うことになっていた。以後、「修身科」は昭和20年まで続いた。

「学制」公布前日の8月2日、太政官布告第214号いわゆる『学事奨励に関する被仰出書（被仰出書）』を出し、「学制」制定の意義を明らかにした。『被仰出書』の中で、功利主義、実学主義、国民皆学、受益者負担主義の四つの原則が示された⁵⁷⁾。功利主義は、「身ヲ修メ知ヲ開キ才芸ヲ長スルハ学ニアラザレバ能ハズ」と述べて、立身・治産・昌業、つまり社会的、経済的地位の向上のための学問を授けるのが学校の目的とした。実学主義は、「生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ昌ニスル」学問、「身ヲ立ツルノ財本」であるような学問を真の学問として実学を主張した。国民皆学は、封建社会体制における先天的な身分制度をなくし、小学校は男女の別なくすべての子どもを就学させなければ「父兄の越度」であると注意を喚起した。受益者負担主義は、教育は人民自らが負担すべきであるとした。

『被仰出書』に見られる四つの原則は、福沢による『学問のすすめ』（明治5年初編出版）の思想でもあった⁵⁸⁾。

「学制」は、草創期に属する西欧先進国の模倣であり、教育上、画一主義的内容であっただけでなく、江戸時代の孔孟の徳育主義から西欧思想の知識主義への教育の転換を意味していた。

当時の帝国大学総長加藤弘之（1836～1916、以下、加藤）は、「維新前迄は我日本に於いては上等社会は概して孔孟の儒教、下等社会は概して釈氏の仏教で其道德を維持していた。殊に上等社会には一種武士道と云ふものがありて更に道德を堅固に致したが維新後社会万般の事物西洋主義に則ることとなるに際し儒教は頓に其勢力を失い従前孔子を以て空前絶後の大聖と考へ儒教を以て万世不易の大教となしたるものが忽ち変じて孔孟の儒教主義は今日の文明に害あり開花主義に反せりと云うが如き与（世）論となっている⁵⁹⁾」と、当時の道德教育の雰囲気を描いていた。

これに対し、西村茂樹（1828～1902、以下、西村）は、『修身学社叢説』第1号（明治13年）の巻頭文において文部省の開智一編の方針を批判し、「才智ノミヲ養ヒ長ズルコトハ、却ッテ人ノ害トナル、学問ノ根本ハ、端正ナル心志ノ田地ニ挿ミ、コレヲ修養スベシ」と述べている⁶⁰⁾。伊藤博文（1841～1909）は、儒教主義的教育への回帰に反発し、森有礼も、儒教主義に批判的で、道德教育は言葉で教え込むより体で覚えさせる教科によって行うべきと主張、福沢も道德教育は国民の自主的な議論に基づくべきと主張、加藤は、ヨーロッパのキリスト教が道德教育に果たした役割を念頭に置いて、「小生は矢帳全く宗教主義の徳育を定めるが宜しからふと思ひます。宗教主義の徳育より外に効力のあるものは決してなからふと思ひます⁶¹⁾」と宗教による道德教育を提言している。渋沢も同様に、「教科中には修身或いは倫理という科目はあれども、

本来の目的は達成せられて居ない。欧米にては、宗教と云うものに依って精神教育を与へられるが、我邦には其れが無い。勢い智育のみに専らで、精神上の教育は殆んど無いと言ひ得るるやうに思はれる。我教育界の欠点であらう」と述べ、道徳教育の中に宗教教育を取り入れる必要を訴えている⁶²⁾。

杉浦重剛(1855~1924)は、儒学と洋学を基礎とし日本古来の倫理観に基づく道徳教育を主張、西村は儒教主義の自主性への疑問など、道徳教育に関する議論は収束することなく、混迷を深めた。1880年代に起こった道徳教育に関する論議を徳育論争と呼ぶ。欧化主義思想と儒教的思想との対立、徳育の混乱はしばらく続いていく。

「学制」公布当時、日本にいた外国人が、日本の学問・教育があまりにも即物的、功利的な分野に集中しているため、基本となる道徳、修身が軽視されていると所感を述べている(『新聞雑誌』明治5年2月第31号)⁶³⁾。また、当時の教育現場では、日本の教育機関で働いていたお雇い外国人からも「日本では道徳教育は存在しない」と嘆かせたくらい、道徳教育に関心が示されなかった。こうして、『被仰出書』は、「身ヲ修メル」ための実践的道徳についてはまったく言及していないという批判を浴びるのである。

明治11年、明治天皇は、各地の民情および教育の実情を御覧となり各地の教育の実態がはなはだ憂慮すべきものであると痛感され、待講の元田永孚(1818~1891、以下、元田)に、国民教育に関する根本精神を明らかにし、教学の本義がいかなるところに存するかの起草を命じられた。明治12年、元田は、内務卿伊藤博文と文部卿寺島宗則に、教学の根本方針に関する文書『教学聖旨』を密かに提示した。これは、「教学大旨」と「小学条目二件」から成っている。文明開化教育を批判し、自由民権運動の高揚に対し、「仁義忠孝」を重んじる儒教主義を道徳の中心に据えるものであった。

『教学聖旨』の冒頭に「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行を破り、風俗を傷フ者少ナカラス」と述べている。教育を「仁義忠孝」と「智識才芸」とに分けたうえで、「仁義忠孝」の教育である道徳教育を「本」とし、「智識才芸」の教育を「末」とした。

「小学条目二件」では、「仁義忠孝」の心は皆持っているものであるが、幼少のうちから培い育てなくては他の物事ばかりが耳にはいり、それから後では如何ともすることができない。それゆえ、①古今の忠臣、義士、孝子、節婦の画像や写真を教室に掲げて、児童のやわらかな脳髓に感覚させること、②高尚な空論のみの教育が盛んであるので、農商の子弟に「実用的な教育」をせよと述べている⁶⁴⁾。

「学制」以来、「智識才芸」にはしり、洋風を競って「仁義忠孝」を後にしていることを批判し、「本」である儒教的徳育の強化を促した。道徳教育の分野では、『教学聖旨』の中ではっきりと「道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシ」とする方針がとられたのである。道徳の方面では孔子を範と

して誠実品行を尚ぶよう心がけなくてはならないという「儒教的精神」の復活である。

「学制」の教育理念は、世の中の状況に十分合致したものではないという批判を受け、教育政策の転換が求められる。具体的には、「教育令」、「自由教育令」、「改正教育令」と一連の改定が続いていく。明治12年に、「学制」にかわって「教育令」が制定された。この「教育令」は、アメリカ自由主義的教育制度を取り入れ、「自由教育令」とも呼ばれるほど、国家の統制を弱めたものであった。「小学ノ学科ハ読書、習字、算術、地理、歴史、修身等ノ初歩ナリ」とある。当時、「修身科」を第一番目にという要求があったにもかかわらず、第六番目に置かれた。「自由教育令」は、依然欧化主義的な教育であり、『教学聖旨』の精神は受け継がれていない。「自由教育令」は、学校現場を混乱に陥れると猛反対運動がおこり破綻し、明治13年、『教学聖旨』の基本理念に基づいた「改正教育令」が制定され、「修身科」は筆頭に置かれた。その内容は、「簡易ノ格言、事実等ニ就キテ徳性ヲ涵養シ兼ネテ作法ヲ授ク」というものであった。極端な立身出世主義的実用主義を改め、修身主義的教育制度の始まりである。明治維新直後のような皇道主義は後退し、個人実用主義と修身主義を調和させた形の国家的実利主義が誕生するのである。これは、「学制」の教育理念の否定という教育政策の転換であった⁶⁵⁾。

明治天皇の国民教化策の意向を踏まえて、明治14年、『小学校教則綱領』が制定され、「修身、読書、習字及算術ハ之ヲ欠クコトヲ得ス」と、「修身科」が筆頭に位置づけられ、その役割が大きくなっていく。「修身科」は、抽象的な道徳ではなく、具体的な人物像を通じて血の通った形で道徳を学ばせていった。共通の人物を結ぶことで、親と子が、兄弟が、夫婦が、職場の同僚が、共通の了解を行い、それが人々の間には価値観の共有とコミュニケーションを生む効果をあげていったといわれる⁶⁶⁾。

明治15年、元田は、年少者のための道徳修身書『幼学綱要』を編集した。ここに掲げる徳目として「孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼讓、儉素、忍耐、貞操、廉潔、敏智、豪勇、公平、度量、識断、勉識」の20項目である⁶⁷⁾。これらの徳目は、後の『教育勅語』の基礎となっていく。

2 『教育勅語』の発布

このようなさまざまな経過を経て、つぎにやってきたのが『教育勅語』を中心とした時代であった。明治23年10月、それまで一定することのなかった徳育の方針を定めるために天皇の名において『教育ニ関スル勅語』が発布された⁶⁸⁾。『教育勅語』の誕生は、日本の徳育論争に終止符が打たれ、これ以降、日本の教育方針は、すべて『教育勅語』を基として進められていくこととなった。この『教育勅語』は、明治15年の『軍人勅諭』とともに天皇制国家観の二大支柱となり、さらには、明治22年の『帝国憲法』の三者によって、天皇制国家及び天皇制国家観の確立を成し遂げるに到った。

『教育勅語』の発布は、明治12年の「教育大旨」以来の徳育主義教育政策を確立するもので

あった。その成立過程においては、封建的儒教主義、立憲君主主義、軍国主義的国家主義が多大の影響を与えたという見解⁶⁹⁾があるように、『教育勅語』の草稿の作成には、徳育論争で激しく議論を闘わせ、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という近代市民倫理と儒教倫理が折衷されたものとなった。

『教育勅語』は、全文315文字からなり、その内容は3段に分けられており、第2段は、国民が守り行ふべき14項目の徳目を列挙している。

「父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ 夫婦相和シ 朋友相信シ 恭儉己レヲ持シ 博愛衆ニ及ホシ 学ヲ修メ 業ヲ習ヒ 以テ智能ヲ啓発シ 徳器ヲ成就シ 進テ公益ヲ広メ 世務ヲ開キ 常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の項目である。『教育勅語』が渙発された後、「修身科」の授業は、『教育勅語』に掲げられた徳目を教えることが基本となっていった⁷⁰⁾。そこで重視されたのが修身教科書の国定化であった。

文部省は、『教育勅語』の発布と同時に勅語謄本を全国約3万の官公私立各学校へ迅速に下付し始めた。これを受けた各学校では直ちに厳肅かつ莊重なる奉読式を挙行し、その『教学聖旨』の貫徹に努力を払った。『教育勅語』により、天皇制教育体制を確立し、あらゆる機会を使いその趣旨である忠君愛国の思想が注入せられていった。文部省は、『教育勅語』が時局の社会教育と学校教育に及ぼした影響で良かったものとして次の点をあげている。「学心ヲ奮起セシメタルコト、愛国心・公共心・義侠心・同情・尚武・克己・服従・自重等ノ美德ヲ養ヒ進取ノ気風ヲ養フ機会ヲ与エタルコト、実業ヲ重ンズベキコトヲ知ラシメ、勤儉貯蓄ノ習慣ヲ養フヘキ機会ヲ与エタルコト、規律、衛生ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメタルコト」などをあげている。

「修身科」の教科書は、明治時代以降、民間が作成した読本を使用した時代から検定済み教科書を経て、明治37年からは国定化された。最初の教科書が刊行されて以後、大幅な改定が4回行われ、教科書は、第1期；明治37（1904）年～、第2期；明治43年～、第3期；大正7年～、第4期；昭和9年（ここまでは尋常小学校と呼ぶ）～、第5期；昭和16年（ここからは国民学校と呼ぶ）～の5期に分かれる。それぞれの時期の教科書作成に当たっては「修身教科書調査委員会」（第1期）、「教科書用図書調査委員会（第2期）」、「教科書調査会」（第3期）が設置された。第1期には嘉納治五郎、第2期には森鷗外も就任している⁷¹⁾。第3期の改定に当たっては、国定教科書が画一に流れる弊害を避けるために、題材を懸賞付きで募集した。その結果、応募者数は219名、応募点数は878点に上った。第1～5期の間に発行された「修身科」教科書は、尋常科・高等科・国民学校で使用され、合わせて44種類に上る⁷²⁾。

3 渋沢栄一の「商業立国論」に貫流する基本理念

日本資本主義の最高指導者と称される渋沢は、昭和20年まで続いた、「修身科」教育をどう見たか。「今日の如く修身教育の權威が失墮したるやの觀あるは洵（まこと）に慨（なげか）はしいことで、等しく倫理道德の教育と云っても、今少し町寧親切を以て之に臨み、生徒達が学校

を出でて後もよく之を實踐躬行し、単に日本人として立派な人であるのみならず、世界の人類として申分なく、東洋的に言ふならば君子人であり、欧米風に申すならば紳士として耻(は)づかしからぬ人を出したいものだと希(ねが)って居る次第である」⁷³⁾と、商業道徳を高めるためには、教育が必要であることを早くから認めていた。洪沢は、「日本は、徳川時代になってから、林羅山が幕府に重く用ひられ朱子学が盛んとなり、農工商の如き利殖を行ふことを卑しんで、道を説くことを尊び、其間に非常な貴賤の別があるやうに考へられて明治を迎へた」⁷⁴⁾と、明治維新を一大変革とみなし、江戸時代と明治時代との非連続を説く論者である。

洪沢は、明治6年に自称商売人になって以後、「商業立国」論は彼の生涯を貫流する基本理念となっている⁷⁵⁾。「国家の基礎は、商工業にある。政府の官吏は凡庸でもよい。商人は賢才でなければならぬ。商人賢なれば、国家の繁栄保つべきである。古来日本人は武士を尊び、政府の官吏となるを無上の栄光と心得、商人となるを恥辱と考えるのは、そもそも本末を誤ったものであって、わが国現在の急務は、一般人心をしてつとめてこの見識を去り、商人の品位を高くし、人材を駆って商業界に向はしめ、商業社会をして社会の最も上流に位せしめ、商人は即ち徳義の標本、徳義の標本は即ち商人たるの域に達せしめなければならぬ⁷⁶⁾。国旗の光は商業による、商業は人によると述べて、究極においては「商業立国」の人づくり論を展開している。最後は人の問題であるとしている。では、洪沢は、どのような「人」を念頭においたのか、その人づくりの内実が問われる。その一は、商工業者に「武士道」の精神を求めた。その二は、「武士道」は立身を目的とするのではなく国家社会の基礎づくりに生きることを求めた⁷⁷⁾。さらに、洪沢は、「論語」は最も士魂養成の根底となり、商才も「論語」によって充分養えるという⁷⁸⁾。明治初年以来逝去まで60年間にわたる指導精神の根本理念は、道義(儒教の仁・義・礼・智・信の道徳)を第一義とするものであった。営利の追求も、資本の蓄積も、道義に合致するものなければならぬとした。いわゆる「論語算盤説」あるいは「道徳経済合一主義」がそれである。営利の追求の手段はあくまでもフェアプレーでいくものでなければならぬというのが洪沢の考え方であった⁷⁹⁾。商業道徳となると『論語』を持ち出し、武士、庶民の身分を越えて人として守らねばならぬ道徳規範である五倫五常(五倫「父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり」、五常「仁、義、礼、智、信」)の道を説いた。商業道徳を近代化すること自体難しい課題であり、近世(江戸時代)からの連続性が強かったということになる⁸⁰⁾。

明治維新後の近代教育は、徳性の涵養の視点からみると、その源をさぐれば江戸時代に遡ることができよう。日本では、明治以降も天皇制国家の基盤として家父長的な家族制度を存在させたことも関係し、近世的な商業教育が、伝統的なものとして永く尾をひいた。これと、維新の前後から盛んに欧米先進諸国から導入した近代産業技術と人間形成の方途が、たがいに融合したり、矛盾・相剋したりしながら、近代の商業教育は、複雑多岐な展開の軌跡を示していったといえる。

V 商業教育が継承する教材・科目の検証

1 「商売往来」

「商売往来」の歴史からみると、江戸時代と明治時代とを連続したものにとらえるべきか、非連続のものともみなすか、教育史学の長い論争がある。

「商売往来」は、元禄7（1694）年、京都で町師匠（寺子屋師匠）をしていた堀流水軒によって出版されたのが最初といわれる。商家の子どもや将来は商いにたずさわろうとする子どもを対象に、生活心得のあれこれを論じたものである。商人は、正直・勤勉・儉約の諸徳を守って家業にはげみ、お家の「富貴繁昌・子孫栄花」をはからねばならないというのである。商業の目標を、家業の存続・発展と共に「社会の公益をはかり、国恩にむくいる」ところに設定していた⁸¹⁾。

明治維新後、西洋化の流れの中で、「商売往来」は巧みに語彙や心得の内容を変容させつつ生き延びていった。日本商人の文字学習の伝統は、江戸時代から明治時代へと連綿と継続していく。「商売往来」は、近世の中期から後期、さらには維新をこえて明治10年代にいたるまで200以上の版を重ねる普及を遂げた。時代の推移に伴う内容の手直しをしたものは300種以上に及んでいる。注目すべきことは、「商売往来」の出現から明治12年山本温「改正商売往来」までの185年間、商人に課せられた教訓なり生活心得の面で、その骨組みほとんど変革がみられなかったという事実は驚くべきことである⁸²⁾。こうしたことを可能にしたのは、明治5年の「学制」が発表された1ヶ月後に文部省が定めた「小学教則」において修身、習字、算術など14教科での標準教科書が定められたこと、明治初期においては欧米の文明を紹介した啓蒙書が教科書として使用されたが、その後、儒教主義教育への転換など徳育教育の混迷の時期が続いたことも背景にあり、「商売往来」は習字本として、時には、「修身科」の教材として、その内容を変容させつつ生き延び、活用されていったものと思われる。

「商売往来」は、商人の心得としての始末、柔和、正直等の道徳を説いている。始末は「浪費せず、つつましく暮らす」こと、柔和は「挨拶や応対に誠意を尽くし、顧客の心をつかむ」こと、正直とは、「裏表のない」こと、すなわち人をだまして暴利をむさぼっていけないなどと戒めている⁸³⁾。これらの徳目が教材に反映されるは然りである。

こうした「商売往来」に見られる商業道徳は、明治時代にもほぼそのままの形で引き継がれている。その典型的な事例を、明治6年刊の橋爪貫一著「世界商売往来補遺」の末尾の一節、「総て不応分限衣服家室を飾り、無益に金銀を費やさず。朝は早く起き見世棚等を始め家室を清潔になし、挨拶応対可為柔和事を注意し、不掠一目、神を尊み、親を敬ひ、下を哀み、家業に怠らず出精し、家内和合すれば、必ず富貴繁昌し、子孫栄花の瑞相を表し、倍々利潤疑いなし」と元禄本の引写しである。商業道徳については何らの変容を試みていない現象は、時代が下がっても変わりはない⁸⁴⁾。

もう一つは、明治時代に入ってから、江戸時代で培った日本商人の実務中心の考え方を継承していることである。長い歴史の過程で、日本商人の中に培われてきた実利的学習観の形成に「商売往来」の果たした役割は大きい。日本のビジネスマンの商業精神や商業実践、それを習得するための教育意識や教育実践などの本当の姿は、元禄期の「商売往来」のところまで遡って見ることによって十分に理解できるのではなかろうか。

2 「商業道德教科書」

つぎに「商業道德教科書」について考察してみたい。明治22年に創立された私立の東京商業学校が、初めて教科目の中に「商業道德」を取り入れた。明治20年代の末になると、高等商業学校でも「商業道德」の授業が開始された。明治34年3月には、中島力造校閲による『商業道德教科書』（同文館）が出版された。本書は、全部で第三章からなっている。第一章の「信用ヲ得ルニ必要ナル諸徳」として、第一「正直」、第二「専心」、第三「自助」、第四「忍耐」、第五「勤勉」、第六「節儉」、第七「禮容」の7徳目をあげ、西洋人の言辞を引用しながら解説を加えている。あくまで西洋倫理学に依拠しているが、これらの徳目は近世から連続するものが多い。第三章の「商人ニ公共心ノ必要ナルコト」の中で、商人が皆利己主義に傾き、自己の利益のみ計り、公共心がなければ、国家の文明及び幸福は減退し、遂に衰亡の悲運をみるに至ると、公共心の修養の必要性を説く。

明治37年2月には、永野耕造の『商業修身訓』（東京實業之日本社）、明治39年4月には、同著の『商業道德書』が出版された。

いずれも上述の中島校閲の『商業道德教科書』で示された諸徳目と大差ない内容構成となっている。さらに明治39年9月には、大江文城の『商業道德要義』（五車樓）が出版された。第一章「商業道德改善の急務」（一）「商業道德の意義」から始まり、（中略）、第五章「成業に必要な精神的修養」、第六章「顧客に対する諸徳」、第七章「人格の完成」で締めくくっている。特に、第六章「顧客に対する諸徳」の中で、正直を本とす、顧客満足には愛嬌と禮儀（人情の機微を察し不快を与えない）を致せ、丁寧と親切、約束を重んずるを掲げている。第七章「人格の完成」では、人格の意義、品位は人格の価値を表現確定するもの、人格の価値は一切の価値以上の価値なり、人格の価値は不朽なりと述べ、人格の力、実業家の人格、偉人とは如何なる人かなどの項目で解説している。

3 「商業実践」・「商事慣習」

近代の学校教育としての商業教育は、明治8年創立の商法講習所で模擬実習としての「商業実践」にはじまる。「商業実践」の内容は、「簿記」の学習からはじまり、商業活動にまつわるもろもろの知識・技能の習得を基礎として、その土台の上に総合的に商取引の実習を積み重ねる構造として成立した。

「商業実践」の授業は、明治11年設立の神戸商業講習所、さらに明治13年設立の大阪商業講習所などでも継承されていった。

明治17年の「商業学校通則」の制定により、商業学校が制度化されると、その学科課程に「商業実習」（「商業実践」）が設けられた。商業学校においては、この科目は必修であり、「商業実習室ノ準備アルヲ要ス」と、準備室を義務づけた。

明治32年の「実業学校令」による「商業学校規程」の中で、「商業実習」は「商業実践」に名称変更を行うものの、「商業実践」は、商業学校の学科課程における不可欠の科目となった。この授業は、一連の商取引の実務を教室内で疑似的に練習するものであり、できるだけ実社会における業務に近づけることが計画されていた。模擬授業の原型となる基本形態は、戦後の商業高等学校の教育課程における「商業実践」の授業形態として引き継がれている⁸⁵⁾。

戦後、6・3・3制による新制高等学校が発足したのは昭和23年度である。当時においては日本の教育はすべてアメリカ占領軍の民間情報教育局(Civil information and Education Section; 以下、CIE)の指導によって行われていた。商業教育については当時在任したL.Q.モスが指導の任に当たっていたのであるが、彼はもともと工業教育の担当者であり、商業教育を兼任していた。その後、占領が解除されるまでCIEには彼のほかに商業担当者はいなかったという。新制高等学校が発足した昭和23年度の商業科の教科課程では、「実務実習」（記帳実務・計算実務・文書事務・商業実践）を必修教科とし最上位におき、必修教科履修の約25%を占めるなど重視していた⁸⁶⁾。昭和23年度の教科課程は1年間実施されただけである。最初の高等学校学習指導要領（昭和25年改訂）教育課程試案では、「商業実践」が設けられた。その後、昭和31年、昭和35年、昭和45年改訂時にも継承されていく。昭和53年改訂時には、「商業実践」、「経理実践」、「事務実践」は、その内容も共通するところが多いことから、「総合実践」として整理統合され、平成元年、平成11年改訂時にも継承し、現在に到っている。「商業実践」の基本的コンセプトは、実際の・体験的学習を通して知識の理解を深めるとともに、実践的、応用的能力と態度を育成することである。

つぎに、戦後、新制高等学校発足当初の商業科の昭和23年度の教育課程で、商業の最も基礎的・基本的な知識（売買・金融・運輸、保管、保険等）を授ける必修科目として「商業経済」が設けられた。これは、1年間のみ実施されたが、翌年、最初の学習指導要領がスタートし、昭和25年改訂版（昭和24年度実施）でも「商業経済」は継承されていく。ここで、商業の最も基礎的・基本的な知識を授ける商業科目の源流を辿ってみたい。

明治18年、東京商業学校として日本最初の商業学校（一橋大学の前身）が誕生し、同校の学課課程の中に、「商事慣習」（明治20年）が設けられた。その後、「商事慣習」は、「商事要項」（明治23年）、「商業学」（明治29年）と名称変更が行われ、学校の教育課程表に初めて「商業学」という科目が登場する⁸⁷⁾。当時の「商業学」は、「商業通論」と銀行・保険・海運・鉄道・倉庫・取引所の「各論」から構成され、「商業通論」は最下級の学年で履修し、会社組織、売買慣

習、手形・小切手の実務、売買に伴って生じる銀行・保険・会社・運送店などとの間の取引実務の解説から成っている。「各論」についても、銀行・保険・海運・鉄道・倉庫など、それぞれの立場からの業務上の取引ないしは契約の実務の説明から成っている⁸⁸⁾。

ここで位置づけられた「商業通論」は、戦後の高等学校における商業教育の最も基礎的・基本的な科目として履修されてきた「商業経済」、「商業一般」の内容構成の項目だての原型を残し継承している。その後、昭和31年改訂時で「商業一般」、昭和35年改訂時で「商業一般」、昭和45年改訂時で「商業一般」の科目名称で継承していった。さらに、昭和53年改訂時では「商業経済Ⅰ」、平成元年改訂時では「流通経済」に名称変更して継承し、平成11年改訂時では「ビジネス基礎」、「商品と流通」に統合するなどの変遷をたどっている。

4 「記簿法」

つぎに、日本での複式簿記の導入がどのように進められていったか若干触れてみたい。簿記・会計の歴史は、古文書によると、江戸時代の豪商であった江戸の三井家・近江の中井家・大阪（当時は大坂）の鴻池家・出雲の田部家などで使用していた帳合方法は、複式簿記に匹敵するほどの帳簿記録法を採用していたという記録がある。複式簿記の日本への伝播はおよそ19世紀半ばとされている。1865年8月、フランス技術者の指導のもとに徳川幕府が建設した横須賀製鉄所において、フランス人の経理主任がフランス流の複式簿記を採用したのが最初といわれている。その後、日本に複式簿記を紹介した最初の書物は、明治6（1873）年6月に発刊された福沢諭『帳合之法』である。『帳合之法』は、アメリカのブライアント・ストラットン（Bryant, H. B, 1824~1892 & Stratton, H.D, 1824~1867）の簿記教科書（Bryant and Stratton's Common School Book-keeping 1871年）を翻訳したものである。この訳書は専ら簿記技術の解説が中心であるが、近代企業家精神を鼓舞し、商工業の発展に役立たせようとする意図があった。つぎに、大蔵省紙幣寮付属書記官であった英国人アラン・シャンド（Shand, Allan, A., 1844~1930）による『銀行簿記精法』である。この書は、明治5年施行の国立銀行条例にもとづく新設銀行の会計実務の指導を目指したもので、明治6年12月末日にはシャンド・システム（シャンド式簿記法）による日本初の決算報告書（今日の貸借対照表、損益計算書に相当）が第一国立銀行から出された。その後、多くの銀行や他の商工業にも普及していった経緯がある。

明治5年、日本最初の近代的学校制度が誕生し、学校を大学、中学、小学と分けられた。小学、中学はさらに下等・上等に分けられ、上等小学と中学の学科課程の中に「記簿法」が規定された。また、師範学校でも、上等小学教科課程に「記簿法」が導入されたため、師範学校教則に「記簿法」が規定された。翌、明治6年、「学制二編追加」の専門学校として挙げた商業学校では、本科の筆頭科目に「記簿法」が挙げられている。学制初期の「記簿法」の教科書には、明治6年、慶應義塾出版局発行の福沢諭吉訳『帳合之法初編』及び新民社版の加藤斌訳『商家必用 記簿法 単認之部』である。文部省が「記簿法」教科書として初めて翻訳発行した書

物は、明治8年発行の小林儀秀訳『馬耳蘇氏記簿法』であった⁸⁹⁾。明治9年の文部省第4年報の「小学教科書一覧表」には『馬耳蘇氏記簿法』と並んで『帳合之法』が記載されているので、当時、これらの書籍が、教科書として用いられたものと考えられる。

明治17年の「商業学校通則」によって商業学校制度が発足して以来、学科「簿記」は、明治・大正・昭和を通じて戦後の現在にいたるまで、小学校と中学校のカリキュラムにまたがって、「記簿法」から「記簿」へ、さらに「簿記」へと科目名を変えながらも、一貫して商業教育の不可欠の科目として、連綿と継承している。

VI 戦後教育にみる徳性の涵養

日本教育史において、戦後は、明治維新と並ぶ最大の転機と見ることができる。

戦後の日本は連合国軍総司令部（General Headquarters；以下、GHQ）に支配され、教育も革新が断行され、新教育制度が発足した。文部省の官制の改変や法規の制定並びに職業科教育の面にもアメリカの著しい影響を受けた。戦後、商業教育は一大転機となる。アメリカ式教育がCIAにより導入される。「教育勅語」の排除、「修身教育」の廃止、武装解除、財閥解体、農地改革など大改廃が進められた。中央集権主義による国家主義、画一主義の教育を捨て、平和主義と民主主義と地方分権主義が推進された。昭和22年3月、教育基本法、学校教育法の公布による学制改革、6・3・3制への切り替えとなり、昭和22年から新制中学校、昭和23年4月から新制高等学校が発足した。

戦前に行われていた「修身科」は、第2次世界大戦の敗戦後、占領軍によって葬り去られた。「修身科」に蓄えられていた道德教育の遺産は継承できなくなった。昭和20年10月22日、GHQは「日本教育制度に対する管理政策」と題された第一の指令を手始めに、次々に教育に関する指令を日本政府に命じた。これらの指令は軍国主義教育の解体を目的としたもので、極端な国家主義・神道主義・軍国主義教育の禁止と教材の排除、それらの提唱者と実践者の教職からの追放、民主主義教育の奨励、自由主義者や反軍国主義者の復職を命じたものである。

さらに、日本の道德教育の役割を担ってきた「修身科」は、昭和20年12月31日の占領軍司令によって停止（「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」、いわゆる「三教科停止指令」を出す。）された。教科書は地区ごとに回収されて中央に送られ、すべて廃棄処分にされて製紙の原料となった。文部省のメモによると、回収量は300万貫（1万1250トン）に上ったという。その後、地理と歴史についてはGHQの承認を得た教科書が作成され、授業も再開されたが、「修身科」の教科書については編集作業さえ実施されなかった⁹⁰⁾。

文部省は、昭和20年11月、公民教育刷新委員会を設置した。第1号答申では、「修身科」を統合した「公民科」による道德教育の実施を提言している。第2号答申では、古い「修身教育」を批判し、否定したけれども、「修身科」が担った道德教育の領分は斥けられなかった⁹¹⁾。

答申は「道德ハ元来社会ニオケル個人ノ道德ナルガユエニ、「修身」ハ公民的知識ト結合シテ

ハジメテ其ノ具体的内容ヲ得、ソノ徳目モ現実社会ニ於テ実践サルベキモノトナル。従ッテ、「修身」ハ「公民」ト一本タルベキモノデアリ、両者ヲ結合シテ「公民科」ガ確立サルベキデアル」と述べている。この公民教育構想は日本側の独自の主体的努力によるものであった。

昭和21年、文部省、「公民科」は「修身科」に代わる教科であることを明らかにしている。CIEの強力な指導によって、十分な検討をせずに、日本歴史、地理を含めた「社会科」へと転換されていくことになる⁸³⁾。戦後の道徳教育が「社会科」との関わりを強く意識して展開してきた根拠と必然がここにある。

第2次世界大戦の終了とともに、日本の教育の理念に関する論争が始まった。これは『教育勅語』か「教育基本法」かの論争ともいえる⁹³⁾。昭和20年9月、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を出し、戦後の日本の教育方針を模索しようとした。

天野貞祐（1884～1980、以下、天野）は、人類に共通する普遍的な価値としての尊敬、責任、信頼、正直、公正、寛容、勤勉、節制、気配り、正義、勇気、奉仕、犠牲などは、時と処によって、その重要性和内容に相違は認められるも、昔から今日まで、依然として大切な徳目である。『教育勅語』に含まれる主要な徳目は現在もなお妥当性を有する道徳的基準であると述べている⁹⁴⁾。明治政府は、日本の方針を世界に知らしめるために『教育勅語』全文英訳して各国に配布して異論が出なかったほど、古今東西に通じる普遍性を持つものであった等もあり⁸⁶⁾、根強い『教育勅語』存続論もあった。当時の前田多門（1884～1962）や田中耕太郎（1890～1974）文部大臣から『教育勅語』存続論、肯定論もあった。占領軍のCIA教育班長を務め、教科書分析を担当したホール中佐は、修身教科書の内容が、「相対的に無害」とありとし、修身教科書の「全体に及ぶ禁止は適切なるものではない」と結論づけていた⁹⁶⁾。むしろ、「修身科」に否定的だったのは日本側（文部省）の方であり、敗戦直後から「修身科」に代わり得る新しい「公民科」の設置が模索された。

昭和22年、民主化の高まりと、アメリカの強い勧告の下で「教育基本法」が成立した。しかし、『教育勅語』も依然として学校現場で教えられていたので、その混乱の状態に終止符をうつ必要があり、昭和23年の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」、参議院「教育勅語等失効に関する決議」によって排除、失効が確認された⁹⁷⁾。ここに明治以降、日本の教育界を絶対的に支配した『教育勅語』は完全に否定され、「日本国憲法」に基づいた「教育基本法」が戦後の新しい日本の教育理念となった。

森戸辰男（1888～1984）は、文部大臣として、議会の議論によって国民総意のもとで『教育勅語』を廃止したが、『教育勅語』の内容への吟味を論ずる時間はなかったという。よって『教育勅語』の内容価値を判断するべきであったという意見が今日まで続く原点となった⁹⁸⁾。

その後、昭和26年に、天野文部大臣が「静かなる愛国心」を説き、つづいて文部省が「道徳教育手引要綱」を発表、昭和33年には、教育課程審議会が「小、中学校教育課程改善、道徳時間特設」の答申を出し、「道徳実施要綱」を出し、新たに「道徳の時間」が設けられる。

昭和41年、中央教育審議会の「期待される人間像」が出され、今後の道德教育の方向性が示された。戦後、学習指導要領は7回の改訂を行っている。戦前の「修身科」は各教科の核として存在していたが、戦後の「道德」教育は教科外に位置づけられている。戦前の「修身科」は、「人物主義」、「徳目主義」で、上から押し付けられたもので、戦後の道德は、子ども一人ひとりに考えさせる、子ども中心の人間教育でなければならないというのが基本理念である⁹⁹⁾。

戦後教育を荒廃させ、道德教育の不在をもたらしたものは、一体何であるのか。その大きな原因の一つに、「子供たちの「個性」「自主性」を強調するだけで、「努力」「忍耐」「責任」「勤勉」などの徳目を含む道德教育を怠ってきた」¹⁰⁰⁾という指摘は看過できない。自由と民主主義は教えたが、伝統、道德、倫理は十分教えられなかったという反省にたつ必要がある。戦後教育は、日本人の美德である恥を知る心を失い、利己主義に歯止めが掛からない状態である。理想の人間像が失われ、戦後教育は、専ら受験教育中心のものとなっていった¹⁰¹⁾。道德教育は、イデオロギー対立の争点とされることで、戦後教育の中では一貫して「継子扱い」され続けてきた。何よりも道德教育をめぐる深刻さは、道德教育という言葉さえ口に出すことが憚れる「空気」が長く教育界を覆っていることではないか¹⁰²⁾。道德教育問題は、今日なおともな議論の「土俵」も形成されないで、本質的な論議を欠いたまま、課題として屹立し続けている実態にあるのではなかろうか。

VII むすび

本稿では、商業教育の目的を「ビジネス活動に従事する者に対して必要な知識・技能・徳性を授ける教育」と定義し、日本商業教育のスタートを近世にまで遡り、近代、戦後まで連続と継承している（連続）面と断絶している（非連続）面について、主として徳性の涵養に視点をあてて、若干の考察を試みた。

本来、道德教育（徳性の涵養）は、教育の中でもっとも核にあたる場所であり、したがって、それはただ単に学校教育のみで果たすべき課題ではなく、家庭ならびに社会の担うべき役割がきわめて大きいと考える。

江戸時代の商人の商業道德の形成に当たっては、家庭においては親が、年少者の教育機関の役割を担っていた寺子屋では師匠が、丁稚奉公者には商家の主人や番頭、手代が、社会においては仲間や心学講師などが、商業道德の教化者の役割を果たしていた。

江戸時代においては、封建的・身分的社会でありながら、人道を説く社会的倫理観の統一的な思想がバックボーンとして形成されていた。では、江戸時代の商業道德を支える根本精神は何であったか。それは神・仏の信仰に結び付いたものと孔孟の教えを基準にするものが多かったのではないか。江戸時代の武士階級は、儒教すなわち孔孟の仁・義・礼・智・信の道の教育を受けており、商人も、その教えに従う者が少なくなかった。このことは各家の「家憲・家訓」、「商売往来」、「寺子屋」教育等をとおして窺い知ることができる。孔孟の教えには、あらゆる時

代を通じて妥当する倫理上の教えが多分に含まれている。

梅岩は、神道、儒教、仏教（神・儒・仏三教一致説）の教育を摂取し、「石門心学」を通して商業実践道徳を庶民（商人）に説いた。「石門心学」は、近世の庶民教育の道徳的思想のバックボーンとなっていったことは間違いない。梅岩は、「商いにおける利潤追求は罪悪ではない。武士が家禄を得ること、商人が利潤を得ることと同じである。ただし、商いは正直にすべきで、けっして卑怯な振る舞いがあるてはならない」と論じ、商いにおける倫理観の大切さを教えた。「不義の金儲け」の現実を痛烈に批判し、悪徳商人を非難し、商業道徳の確立を説いた。「実（まこと）ノ商人ハ先モ立チ、我モ立ツコトヲ思フナリ」と述べ、買主にも仕入先にも、和敬・謙虚・丁寧・親切にすべきと説いた。

井原西鶴（1642～1693）の著書「日本永代蔵」（1688）の「長者丸」とイギリスの文学者デフォー（D.Defoe）（1660～1731）の作品「英吉利商人鑑」（1725）の中で、商人の生き方を説いている。両者の実践徳目を現象的に比較する限り、驚くほど酷似の相を見せている。両者は共に商人に対して禁欲の徳を強制的に説き、才覚、節約・勤勉、正直、忍耐などの徳目を挙げ、驚くべく東西符合している。商人道としての人として踏むべき根本精神は、時空を超越した人類普遍の道徳といえる。

日本資本主義の発展に貢献した渋沢は、商業道徳を高めるためには、教育が必要であることを早くから認め、「商売人の心掛けは、能く信用を厚くし志操を堅実にし、且つ高遠の気性を以て学問を進め、公利と私利とを弁別するように望むならば、どうしてもその徳義を重んずるといふ心を養成すること、即ち徳育ということをもう一層商工業者において勉めねばならぬ」と述べている¹⁰³。

渋沢の指導精神の根本理念は、道義（儒教の仁・義・礼・智・信の道徳）を第一義とするものであった。営利追求も、資本蓄積も、道義（フェアプレー）に合致するものでなければならぬという考え方であった。倫理・道徳に合致した正しい筋道によって行われる商売を説いているが、江戸時代からの商人道の根本思想といえよう。

明治維新によって、徳川時代の封建的政治組織を廃止して、近代的な政治組織が整備されていった。欧米先進国と対等の地位を得るためには、弱体な封建体制を解体し、代わって近代的統一国家を形成し、殖産興業・富国強兵の政策をとっていくことが迫られていた。

明治元年、天皇による『五箇条の御誓文』が發布された。開明派が富国強兵のため、江戸時代の倫理を否定し、欧米先進国の資本主義の倫理を導入することによって日本の教育の改革を行っていった。明治5年の「学制」発布の下、近代的学校教育制度はスタートする。

当初、江戸時代の孔孟の徳育主義から西欧思想の知識主義へと教育の転換を図ったが、その後の文明開化教育を批判し、「仁義忠孝」を重んじる儒教主義を道徳の中心に据えるべき等の徳育論争が続いた。「学制」以来、「智識才芸」にはしり、洋風を競って「仁義忠孝」を後にしていくことを批判し、「本」である儒教的徳育の強化を促した。「儒教的精神」の復活である。明

治23年の『教育勅語』の誕生は、日本の徳育論争に終止符が打たれ、これ以降、日本の教育方針は、すべて『教育勅語』を基として進められていくこととなった。

『教育勅語』が渙発された後、「修身科」の授業は、『教育勅語』に掲げられた徳目を教えることが基本となっていった。『教育勅語』により、天皇制教育体制が確立し、あらゆる機会を使いその趣旨である忠君愛国の思想が注入せられていった。

明治維新以降の教育は、欧米先進国の教育を模範し、その影響下で発達してきており、江戸時代の教育とは区別すべき一大転換であったことは異論がない。しかし、それは決して欧米の近代化と同一ではなかった。明治時代の近代になっても、天皇制国家の基盤として家父長的な家族制度を存在させたことから、近世的な実業（商業）教育が、伝統的なものとして長く尾をひいていった。すなわち、近世から近代に至る間、長い歴史の過程を経て形成された生活と思想があり、文化と教育の伝統が継承されていった¹⁰⁴⁾。その意味で、日本の近代教育は近世の文化と教育を基盤とし、その伝統の上に成立したものといえる。

寺子屋教育の教科書として使用された「商売往来」は、明治維新後の西洋化の流れの中で、巧みに語彙や心得の内容を変容させつつ、時には、「修身科」の教材として生き延びていった。明治初期においては、欧米の文明を紹介した啓蒙書が教科書として使用されたが、その後、儒教主義教育への転換など、徳育教育の混迷の時期は続いた。「商売往来」に見られる商業道徳は、明治時代にもほぼそのままの形で引き継がれている。明治20年代末以降になると、高等商業学校では「商業道徳」の授業が開始されている。根本理念は、人格の完成を重んじ、人格の価値は不朽なりとしている。「専心」、「自助」、「忍耐」、「勤勉」、「節儉」、「禮容」などの徳目を掲げ、顧客に対しては、正直を本とし、丁寧・親切・約束を重んずる徳目を掲げている。商人が利己主義に傾き、自己の利益のみ計り、公共心がなければ、国家の文明及び幸福は減退し、衰亡の悲運をみるに至ると、公共心の修養の必要性を説く。いずれも、現代ビジネス教育において重視しなければならない徳目を説いている。

戦後は、日本の教育史において、明治維新と相並んで最大の転機と見るべきである。占領軍は「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」なる指令を出し、戦前の日本の道徳教育の中心であった「修身科」を停止させた。『教育勅語』、「修身科」に蓄えられている徳目は、現在もお倫理的価値としての道徳的基準を有していたが、道徳教育の遺産は継承できなくなった¹⁰⁵⁾。

戦後の日本は、金銭万能主義、モノ中心のもの見方の横行、欲望の限りなく拡大と欲求不満の問題、価値相対主義の流行と三無主義横溢、個人主義に由来する家族形態の変化と家庭の崩壊、受験体制教育による人格の完成を目指す教育の崩壊、これらの問題が周辺に横溢している。元来、日本は倫理や道徳の普及、徹底した国であり、すぐれた倫理的伝統をもっている。多くの企業には社是・社訓をもっているし、日本人には、どんな仕事にも懸命に務める、茶道、華道、職人道、商人道など、各自の持ち場で努力すれば自己実現、自己磨きができる考え方を共有している¹⁰⁶⁾。戦後教育は、伝統、道徳、倫理は十分教えられなかったという反省をもつべ

きではないか。

戦後、商業教育における徳性教育という視点からみると、かつて商業学校等で履修していた「商業道德」の講座が姿を消した。昭和23年に『教育勅語』が廃止されてから、日本には新たな柱となる倫理綱領が存在していない。「修身」に代わって、「努力」「忍耐」「勇気」「責任」「友情」などの大切な徳目を教えていたのは、一時「根性漫画」にはみられたが、流行語のごとく消えていった。今日、日本人の倫理観は地に墮ちたような状況になっている。日本は、今、戦前道德ならびに道德教育のあり方に対し厳正な反省、批判をくだしつつも、同時に新しい道德理念を究明し、国家的課題として教育改革を進めていくべきではないか。江戸時代にみられる商人道は、人間のあり方を考察する上で、多くの示唆を与えているといえよう。この時代にあっても、低劣、劣悪な商人も多数存在していたことは事実であろうが、全体としては、江戸時代の商人は、厳しい道義的立場に立って商業を営むべきものだという信念をもっていたといえる。これからの日本の商業教育においては、商業の機能を発揮する商人道に徹した人材を養うべき教育を意識して推進すべきと考える。江戸時代以来の人倫道德を念願とした商人教育から近代へと連続と連続性をもつこれまでの遺産を回顧し、新たに構築、推進を目指すことが新たな使命と考える。

注

- 1) 奥村恒夫・奥村紀夫『商業教科教育法』改訂版 大明堂, 昭和48年, 27頁。
- 2) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』27～28頁。
- 3) 文部省『産業教育70年史』社団法人雇傭問題研究会, 昭和31年, 5～6頁。
- 4) 文部省『前掲書』23頁。
- 5) 加藤正雄『商業教育論』同文館, 大正14年, 70頁。
- 6) 加藤正雄『前掲書』22～23頁。
- 7) 平塚益徳『道德教育』『教育研究事典』金子書房, 昭和29年, 1223—1224頁。
- 8) R・P・ドーア, 松井弘道訳「江戸時代の教育」(EDUCATION IN TOKUGAWA JAPAN by R.P.Dore) 岩波書店, 昭和45年。
- 9) 戸田正志『新商業教育総論』産業教育研究会, 昭和57年, 166～167頁。
- 10) 文部省『産業教育70年史』社団法人雇傭問題研究会, 昭和31年, 5～6頁。
- 11) 片岡信之『日本経営学史序説』文眞堂, 1990年, 38頁。
- 12) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』29頁。
- 13) 文部省が明治25(1892)年に刊行した「日本教育史資料」には、合計15,500有余の寺子屋が報告されている(注:明治16(1883)年,政府の寺子屋調査,「日本教育史料」に収めて公表,校数13,816校,寺子数740,892人(男592,754人,女148,138人。実際にはこの数をはるかに上回る寺子屋が存在していたと想像される。)
- 14) 「寺子屋」は主として西日本における呼称であって、江戸では、普通「手習所」と呼んでいた。師匠は、中世以来の教化的指導者である僧侶、神官が多かったが、戦国時代から、浪士を主として武士師匠が参加した。かれらは「寺子屋」と呼ぶのを嫌い「学問所」と、「寺子」も「筆子」などと呼んだ。江戸に入って、僧侶師匠と武士師匠とは一時対立したが、次第に庶民師匠が増加していった。
- 15) 三好信浩『商売往來の世界』日本放送出版協会, 昭和62年, 116～117頁。
- 16) 弦間明・小林俊治監修日本取締役協会編『江戸に学ぶ企業倫理』生産性出版, 2006年, 45～47頁。
- 17) 浜田陽太郎等編『近代日本教育の記録』日本放送出版協会, 昭和53年, 18頁。

- 18) 中江克己『江戸の躰と子育て』祥伝社新書, 2007年, 218~222頁。
- 19) 古川愛哲『江戸の歴史は大正時代にねじ曲げられた』講談社, 2008年, 106頁。
- 20) 尾形裕康『日本教育通史』早稲田大学出版会, 昭和38年, 153頁。
- 21) 浜田陽太郎等編『近代日本教育の記録』日本放送出版協会, 昭和53年, 28頁。
- 22) 加瀬英明『徳の国富論』自由社, 平成21年, 65頁。中江克己『前掲書』157頁。
- 23) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』35~36頁。
- 24) R.P. ドーア, 松井弘道訳『前掲書』244頁。
- 25) 三好信浩『日本商業教育成立史の研究』風間書房, 昭和60年, 195頁。竹中靖一・川上雅『日本商業史』。
- 26) R.P. ドーア, 松井弘道訳『前掲書』244頁。野田信夫『日本近代経営史』産能協会, 28~29頁。
- 27) R.P. ドーア, 松居弘道訳『前掲書』245頁。
- 28) 丸山幹治・今村宗太郎『丁稚制度の研究』, 三好信浩『前掲書』205頁。
- 29) R・P・ドーア, 松井弘道訳『前掲書』245頁。
- 30) 三好信浩『前掲書・日本商業教育成立史の研究』風間書房, 昭和60年, 201頁。
- 31) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』45頁, 片岡信之『前掲書』4~5頁。
- 32) 三好信浩『前掲書・日本商業教育成立史の研究』202頁。
- 33) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』45頁。
- 34) 三好信浩『前掲書・日本商業教育成立史の研究』47~49頁。
- 35) 土屋喬雄『日本経営理念史』麗澤大学出版会, 平成14年, 154~155頁。
- 36) 芹川博通『いまなぜ東洋の経済倫理か』北樹出版, 2005年, 188~190頁。
- 37) 伊藤雅俊・網野善彦・斉藤義之『商いから見た日本史』PHP 研究所, 2000年, 123頁。
- 38) 三好信浩『前掲書・日本商業教育成立史の研究』49頁。
- 39) 土屋喬雄『前掲書・日本経営理念史』148頁。
- 40) 廣瀬久也『信仰と商い』朱鷺書房, 1999年, 226~227頁。
- 41) 平田雅彦『企業倫理とは何か』PHP 新書, 2005年, 11頁。
- 42) 平田雅彦『前掲書』196頁。
- 43) 奥村恒夫・奥村紀夫『前掲書』40頁。
- 44) 土屋喬雄『前掲書・日本経営理念史』140頁。
- 45) 坂本藤良『経営史学』ダイヤモンド社, 昭和34年, 255~257頁。
- 46) 公教育制度としてのわが国の商業教育の出発点は同学局とする。文部省『産業教育70年史』22頁, 横井時冬『日本商業史』338~339頁, 戸田正志『前掲書』96頁, 加藤正雄『前掲書』74頁。これに対し, 銀行学局の教育は特殊部門の商業教育であり「商法講習所」をもって, わが国の商業教育機関の発端とする。
- 47) 武市春男『商業教育論』国元書房, 昭和44年, 51頁。
- 48) 戸田正志『前掲書』101~103頁。坂本藤良『経営史学』ダイヤモンド社, 昭和34年, 257頁。
- 49) 文部省『前掲書・産業教育70年史』社団法人雇傭問題研究会, 昭和31年, 27頁。
- 50) 文部省『前掲書・産業教育70年史』27~28頁。
- 51) 文部省『前掲書・産業教育70年史』706頁。
- 52) 豊田俊雄編『わが国産業化と実業教育』国際連合大学, 1984年, 35頁。
- 53) わが国では, 明治以来, 農業・工業・商業・水産・商船等に関する教育と実業補習教育を総称して, 「実業教育」と呼んでいた。新教育になってアメリカの指導を受けるようになってから, 「実業教育」は「職業教育」と呼ばれるようになった。昭和26年6月「産業教育振興法」の制定を中心として, 「職業教育」に代わって「産業教育」の名称で継承している。『産業教育70年史』1頁。
- 54) 文部省『前掲書・産業教育70年史』5頁。
- 55) 文部省『前掲書・産業教育70年史』5~6頁。
- 56) 田中圭治郎編『道徳教育の基礎』ナカニシヤ出版, 2009年, 143~144頁。
- 57) 水田聖一『富山国際大学人文社会学部紀要』VOL. 2.2002. 3, 「近代日本における教育制度の形成と道徳教育」, 141頁。
- 58) 水田聖一『前掲稿』141~142頁。
- 59) 加藤弘之『徳育方法案』1~2頁。
- 60) 水田聖一『前掲稿』144頁。
- 61) 加藤弘之『前掲稿』16頁。

- 62) 三好信浩『渋沢栄一と日本商業教育発達史』風間書房, 2001年, 157~158頁。
- 63) 水田聖一『前掲稿』145頁。
- 64) 水田聖一『前掲稿』146頁。
- 65) 水田聖一『前掲稿』145頁。
- 66) 八木秀次監修『精撰「尋常小學修身書」』小学館文庫, 3頁。
- 67) 水田聖一『前掲稿』147頁。
- 68) 山県有朋内閣の文部大臣に就任した芳川顕正のもとで、井上毅を中心に、元田永孚の協力により起草が進められた。
- 69) 安藤忠「教育勅語発布以後の修身教育に関する一考察」48頁。
- 70) 貝塚茂樹『道德教育の教科書』学術出版会, 2009年, 30頁。
- 71) 八木秀次監修『精撰「尋常小學修身書」』小学館文庫, 407頁。
- 72) 小池松次『修身の教科書』サンマーク出版, 2005年, 159頁。
- 73) 三好信浩『前掲書・渋沢栄一と日本商業教育発達史』158頁。
- 74) 三好信浩『前掲書・渋沢栄一と日本商業教育発達史』109頁。
- 75) 三好信浩『前掲書・渋沢栄一と日本商業教育発達史』103頁。
- 76) 土屋喬雄『前掲書・日本経営理念史』222頁。
- 77) 三好信浩『前掲書・渋沢栄一と日本商業教育発達史』103頁~107頁。
- 78) 渋沢栄一『論語と算盤』角川ソフィア文庫, 平成21年, 23頁。
- 79) 土屋喬雄『渋沢栄一』吉川弘文環人物叢書, 274頁。
- 80) 三好信浩『前掲書・商売往來の世界』202~203頁。
- 81) 浜田陽太郎等編『近代日本教育の記録』日本放送出版協会, 昭和53年, 290頁。
- 82) 浜田陽太郎等編『前掲書』287頁~289頁。
- 83) 中江克己『前掲書・江戸の躰と子育て』174頁。
- 84) 三好信浩『前掲書・商売往來の世界』日本放送出版協会, 昭和62年, 201~202頁。
- 85) 森川治人『明治期における商業教育の教育課程の形成と展開』雄松堂出版, 2004年, 33頁。
- 86) 大塚隆治『高等学校商業教育論』市ヶ谷出版社, 昭和43年, 93~95頁。
- 87) 尾崎朔『新体系商学総論』中央経済社, 1978年, 3-4頁。
- 88) 上田貞次郎『商工経営』千倉書房, 1930年, 7頁。
- 89) 『文部省第3年報』11頁。
- 90) 八木秀次監修『前掲書・精撰「尋常小學修身書」』405~406頁。中村紀久二『復刻 国定修身教科書』解説一修身教科書の歴史, 大空社, 1994年刊参照。
- 91) 渡辺弘・駒場一博『宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要』, 「戦後日本における教育勅語廃止論争についての一考察」第30号, 2007年, 105頁。
- 92) 貝塚茂樹『戦後教育のなかの道德・宗教(増補版)』文化書房文社, 2003年, 190頁。
- 93) 田中圭治郎編『前掲書』157頁。
- 94) 天野貞祐全集4巻『今日に生きる倫理』日本図書センター, 1999年, 225頁~226頁。
- 95) 渡部昇一『渋沢栄一』致知出版社, 平成21年, 129頁。
- 96) 貝塚茂樹『前掲書・戦後教育のなかの道德・宗教(増補版)』193頁。
- 97) 貝塚茂樹『前掲書』191頁。
- 98) 渡辺弘・駒場一博『前掲書』112頁。
- 99) 田中圭治郎編著『前掲書』175頁。
- 100) 八木秀次監修『前掲書・精撰「尋常小學修身書」』小学館文庫, 408頁。
- 101) 上寺久雄監修『新しい道德教育の提言』世界平和教授アカデミー, 2000年, 224~225頁。
- 102) 貝塚茂樹『前掲書・戦後教育のなかの道德・宗教(増補版)』, 235頁。
- 103) 三好信浩『前掲書・渋沢栄一と日本商業教育発達史』123頁。
- 104) 文部省『学制百年史』ぎょうせい, 昭和55年, 65頁。
- 105) 杉原誠四郎『日本教育』No.315, 平成15年8月号, 10~13頁。
- 106) 高巖『企業倫理のすすめ』麗澤大学出版会, 平成12年, 50~51頁。